

決議第 2 号

在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する抗議決議

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和 62 年読谷村議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 3 項の規定により提出します。

令和 7 年 5 月 8 日提出

読谷村議会議長 伊 波 篤 殿

提出者 読谷村議会基地関係調査特別委員会

委員長 大 城 友 誼

在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する抗議決議

令和7年3月、米軍基地内で成人女性に性的暴行を加え、さらに別の女性にけがを負わせたとして、4月7日に沖縄県警は在沖米海兵隊員を不同意性交と傷害の疑いで那覇地方検察庁に書類送検したことが明らかとなった。

また、同年1月には別の米兵による性的暴行事件が発生していたことも、併せて明らかとなった。

本村議会では、昨年7月5日「米兵によるわいせつ目的誘拐、暴行事件に対する抗議決議」並びに意見書を全会一致で可決し、日米両政府に対して、米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底と抜本的かつ実効性のある再発防止策を強く求めてきた。

にもかかわらず、同様な事件が再発したことは、沖縄県民、とりわけ女性に対する人権蹂躪の何ものでもない。事件を防止できなかった日米両政府の責任は極めて重大である。

沖縄は、先の大戦から80年目を迎えた。その間、米軍人・軍属の事件・事故は枚挙に暇がなく、筆舌に尽くしがたい犠牲と過重な負担を強いられてきた。

今回の事件は、日米両政府が綱紀粛正を強調し米軍に求めたリバティ制度等の再発防止策が機能せず起こったもので、その実効性に強い疑念を抱き、米軍内の規律の在り方が問われている深刻な事態であると危惧している。

よって、読谷村議会は、今回の事件に対し満身の怒りを込めて再び抗議するとともに、事件・事故の実効性のある再発防止に向けて下記の通り強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償と丁寧な精神的ケアを行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底とリバティ制度の更なる厳格化を図り実効性のある再発防止策をフォーラムで検証すること。
- 3 覚知後、被害者のプライバシーを最大限尊重し県及び市町村に速やかに通報すること。
- 4 日米地位協定の抜本的改正を行うこと。

以上、決議する。

令和7年5月8日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官
在沖米海兵隊太平洋基地司令官 在沖米国総領事